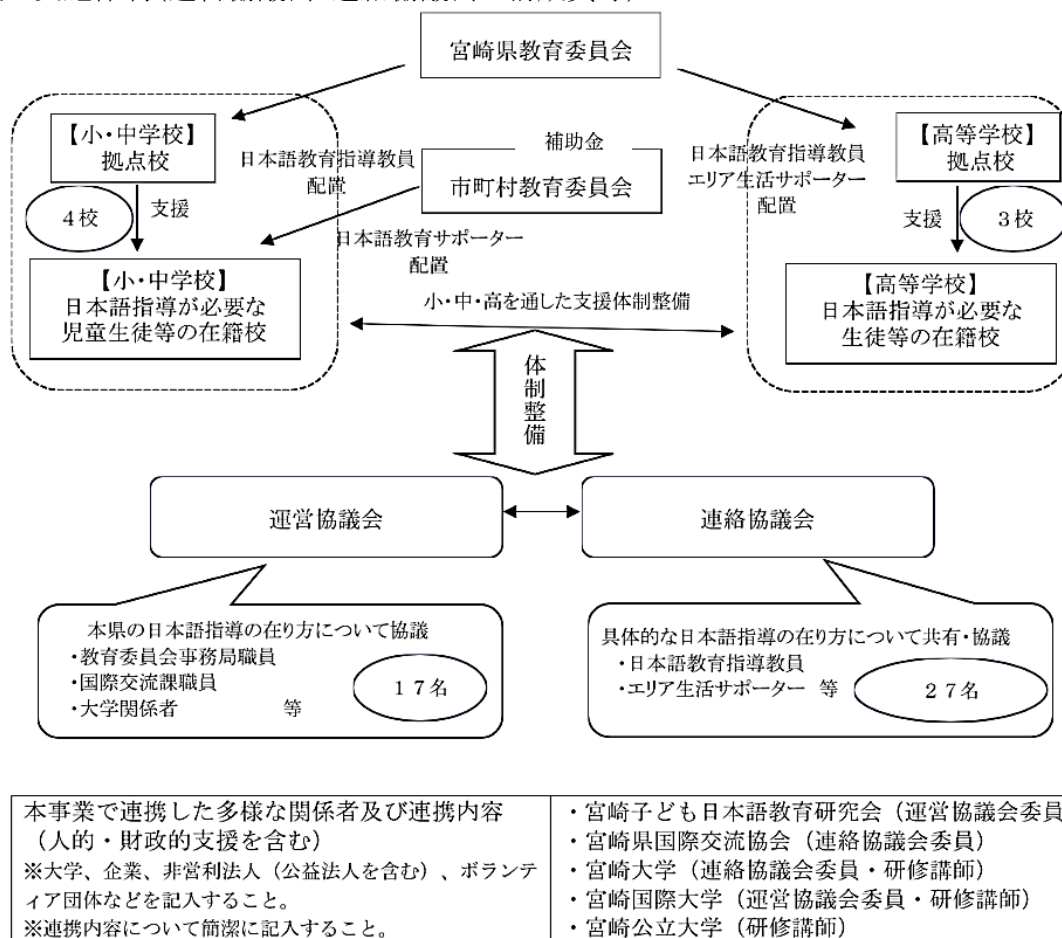


令和7年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
(Ⅰ 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 三股町 】

令和7年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)



2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1)地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

県教育委員会が主催する連絡協議会に、本町担当者及び日本語教育サポーターが出席し、帰国・外国人児童生徒等の現状や課題、支援の必要性について協議等を行った。

(2) 学校における指導体制の構築

県教育委員会が実施する連絡協議会等に参加することを通して、学校における指導体制の在り方に係る内容について協議等を行うとともに、日本語教育サポーターの資質向上の機会とした。

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

県教育委員会が実施する連絡協議会に担当者が出席し、「特別の教育課程」の意義等について確認を行った。

(4) 成果の普及

県教育委員会が実施する連絡協議会において、関係者と実践を共有した。また、町教育委員会においては、毎月全ての小・中学校に対して実施する生徒指導・特別支援教育等サポート訪問で、日本語指導の取組に関する話題を位置付け、その必要性や成果について共有を図った。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1)地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

県教育委員会が主催する連絡協議会に、本町担当者及び日本語教育サポーターが出席し、帰国・外国人児童生徒等の現状や課題、支援の必要性について協議等を行うことは、町内の課題の確認及び関係学校に還元する上で大変意義のあるものであった。このため、次年度も引き続き、県教育委員会が構想する体制を有効に活用し、情報収集、情報共有、省察の機会としていく必要がある。

(2)学校における指導体制の構築

学校における指導体制の構築において、日本語教育サポーターの指導力向上は必要不可欠である。本年度は、日本語教育サポーター相互の情報交換や協議等が効果的であったが、本町に配置する日本語教育サポーターの人数では難しいため、県教育委員会が実施する連絡協議会等に参加することを通して、他自治体の日本語教育サポーターとの交流機会を確保した。今後も日本語教育サポーターの情報交換の機会等を工夫して設定していく必要がある。

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

本年度、本町内では「特別の教育課程」による取り出し指導を行ったケースはなかったが、「個別の指導計画」を作成し、指導経過の確認及び指導の見直しや改善等を行った。今後もより適切な指導・支援を行っていくためには、日本語指導における「特別の教育課程」の意義や実施例等について理解を深めていく必要がある。

(4)成果の普及

県教育委員会が実施する連絡協議会において、関係者と実践を共有した。また、町教育委員会においては、毎月全ての小・中学校に対して実施する生徒指導・特別支援教育等サポート訪問で、日本語指導の取組に関する話題を位置付け、その必要性や成果について共有を図った。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
本事業で対応した幼児・児童 生徒数	人 (園)	2 人 (2 校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)
うち、特別の教育課程で指導 を受けた児童生徒数		0 人 (0 校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)

4. その他(今後の取組予定等)

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。